# 随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（美原区役所分）（令和6年4月分）

別紙3

| No. | 担当課 | 問合せ先（直通） | 業務名 | 契約業者名 | 契約金額（税込）（円） | 契約日 | 随意契約の理由及び根拠法令 | 随意契約の種別 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 企画総務課 | 363-9311 | 美原区役所中央監視装置保守点検業務 | アズビル株式会社ビルシステムカンパニー関西支社 | 6,831,000円 | R6.4.1 | 美原区役所および美原文化会館内にある設備の運転情報を、管理する中央監視装置（savic-netFx）の電話回線を用いて監視装置を設置した場所に伝送し、遠隔監視および情報収集ならびに必要な操作・制御を行う。<br>また、定期的に技術員が現地を巡回して、点検整備をする。<br>なお、当該設備が故障または事故、その他の非常事態が発生した場合は監視センターから技術員に連絡し、技術員が現地に急行して応急の措置をするものとする。<br>アズビル株式会社ビルシステムカンパニー関西支社は、当該設備機器の製造・設置業者であり、中央監視盤及び各種制御機器は製造業者専用の通信形態で制御を行っているため、異なる業者では同システムに接続することができず、コンピュータ制御されている当該設備機器の保守点検を行うことができない。<br>以上の理由により、本業務は当該業者でないと履行できないため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 1者随契 | |
| 2 | 企画総務課 | 363-9311 | 美原区役所本館非常用発電設備点検業務 | ヤンマーエネルギーシステム株式会社大阪支社 | 11,345,400円 | R6.4.1 | 当該設備は、美原区役所庁舎が、停電時などの非常時に使用する電源設備である。本業務は、庁舎を開庁しながら実施する業務であり、コンピュータ制御されている機器の切り離し、接続および各機器との連携などを適正に行い、庁舎における公務に支障が生じないよう措置する必要があり、適正な業務履行のためには当該機器および設置状況について高度かつ詳細な知識等が必要となり、当該設備を製造・設置し、設備点検を行う者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の性質および目的が競争入札に適しない。仮に非常用発電設備の詳細な知識等を有しないものが本業務を履行する場合、重大な設定漏れが生じる可能性が増すほか、障害発生時の迅速な対応ができなくなり、庁舎管理事業に支障を及ぼし、非常時の迅速な対応ができなくなり、防災拠点でもある区役所がその役割を果たせなくなるなど市民生活に重大な影響が及ぶおそれがある。<br>以上のことより、ヤンマーエネルギーシステム株式会社は、当該設備の設計・製造・設置業者で、専門的かつ高度な技術を有しており、保守業務を安全かつ確実に履行することが出来る唯一の業者であるため、当該業者への随意契約を行うものである。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 1者随契 | |
| 3 | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | |